

西遠地区就業促進協議会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、西遠地区就業促進協議会とする。

(目的)

第2条 本会は、西遠地区の障害者の就業を促進するため、関係諸機関との情報交換、連携を密にして実習における協力事業所や進路先の開拓拡大に当たるとともに、地域における職業教育・進路指導の在り方を協議、研究、及び実践をすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は総会・研究協議会をもって以下の事業を行う。

- (1) 関係諸機関との情報交換に関わる事業
- (2) 実習における協力事業所や進路先の開拓拡大に関わる事業
- (3) 地域における職業教育・進路指導の在り方の協議、研究、実践に関わる事業
- (4) その他第2条の目的を達成するための事業
・就業促進サポーターの募集に関わる事業

(事務局)

第4条 本会の企画運営にあたり、事務局を置く。事務局は原則、静岡県立浜松特別支援学校とする。

(組織及び任期)

第5条 本会は、会長、委員、理事をもって組織する。

- (1) 会長は、事務局の所属長が務める。任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 委員は、教育関係機関、労働関係機関、福祉関係機関、就業促進サポーター等の中から会長が委嘱する。任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。
・就業促進サポーターとは、実習の受入れなど、西遠地区の特別支援学校に通う子どもたちの就業に協力していただける事業所等とする。
- (3) 理事は、西遠地区特別支援学校の進路指導主事等をもって充て、会長が委嘱する。任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役職)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第7条 委員は、本会の事業に対する提言をする。

第8条 理事は、本会の企画運営にあたる。理事のうち1名は会長の委嘱により、事務局長を兼ねる。

(会議)

第9条 会長、委員、理事による総会を毎年1回以上開催する。

- (1) 就業促進協議会は会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 就業促進協議会の定足数は構成員の2分の1以上とし、会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

第10条 理事会は必要に応じて随時開催することができる。

(権限)

第11条 総会において議決する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。

- (2) 就業促進協議会の目的及び事業に関すること。
- (3) その他就業促進協議会の運営にとって重要な事項に関すること。

(費用)

第 12 条 本会は、静岡県特別支援学校就業促進強化対策事業費によって運営する。

付則

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。